

変更理由書

3・3・2号 岐阜鶴沼線

都市計画道路岐阜鶴沼線（以下「本路線」という）は、各務原市那加山後町1丁目を起点とし、同市各務おがせ町9丁目を終点とする総延長約9.1km、標準幅員25mの東西軸を形成する幹線道路として昭和41年に都市計画決定している。

本路線は、各務原都市計画区域マスタープランにおいて東西方向の主軸となる幹線道路として位置付けられており、さらに各務原市都市計画マスタープランにおいては、市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として位置付けられ早期に整備する必要がある。

本路線との取付市道（市道那141号線及び市道蘇北656号線）沿線では、土地利用状況が変化し、交通需要が高まっていることから、取付市道と本路線との交差点を信号設置が可能な交差点とする計画に変更した。そのため、交差点形状の変更に伴い、都市計画道路区域を変更するものである。